

■基本協定書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第3条	2		特別目的会社の設立	「特別目的会社の定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定し」とありますが、譲渡制限株式とするには同号イに関する事項を定款に規定すれば足りるため、必ずしも同号ロに関する事項を定款に規定する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	第3条	3	(1)	特別目的会社の設立	「構成員による出資を出資比率の100%とすること」との記載がありますが、提案書にて明記し、かつ、代表企業の出資比率が最大となる場合においても第三者出資は認められないのでしょうか。 (参加要件が満たせないため構成員として参画できないが、本事業に興味があり出資を望む企業がある場合を想定しています。)	募集要項に対する質問への回答No. 20をご参照ください。
3	2, 8	第4条 別紙1			株式の譲渡等	実施方針に対する質問等への回答の公表（令和元年6月27日）意見への回答No.5「市の事前の書面による承諾がある場合は株式譲渡及び代表企業の交代は可能です。」回答がありましたが、施設引渡し後に、市の事前承諾を条件に、株式譲渡及び代表企業の交代は可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3, 4	第5条			特定事業契約	違約金計算において、パーセンテージ表記と100分の●との表記が混在しております、いずれかに統一していただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
5	4	第5条			特定事業契約	ブラケット部分は変更の可能性があるのでしょうか。また、変更となる場合、どのようなプロセスで変更となるかについて御教示いただけませんかでしょうか。	本協定締結時点において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率に変更された場合は、これに応じて本条の率を変更します。
6	5	第8条	2		有効期間	当該協定書の有効期間が設定されておらず、仮に特定事業契約が締結されない場合、優先交渉権者は本協定書記載事項に相当期間拘束されることとなることに鑑み、有効期間の設定を御検討賜りたく存じます。	特定事業契約の全部が締結に至らなかった場合は、いずれかの特定事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
7	5	第9条	3		秘密保持等	基本協定締結後に直ちに本事業に取り掛かるために、第6号にて「守秘義務契約を締結した選定事業者の下請け企業等の業務委託先に開示する場合に開示する場合」との文言を追記頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
8	8	別紙1			出資者保証書	本書式には、構成員の記名押印等は不要と理解してよろしいでしょうか。	出資者保証書作成時には、構成員の記名押印が必要です。
9	8	別紙1			出資者保証書	本書式で所定の事項を誓約・表明・保証するのは、特別目的会社の株主たる構成員のみと考えますが、3行目の「当社ら」には出資を伴わない協力企業を含めた「構成企業」という用語が使用されています。この「構成企業」は「構成員」を指すと考えてよろしいでしょうか。	「各構成企業」である各企業のうち「構成員」が出資者保証書所定の事項を誓約、表明及び保証してください。
10	8	別紙1	4	(1)	出資者保証書	実施方針に対する意見への回答5において、市の事前の承諾のある場合は株式譲渡及び代表企業の交代は可能とありますが、取得時の保有割合で継続することを誓約するということは、株式の持分割合を変更することは認められないということになるのでしょうか。	別紙1第4項に規定するとおりです。なお、株式の持分割合に変更が生じた場合は、第4条第2項に規定する誓約書を提出してください。